

# 園に預けず家庭で保育する

北栄町在宅育児世帯支援事業給付金

## 保護者を応援します

北栄町では生後2か月を超えて1歳6か月までの乳幼児を、こども園などに預けず家庭で保育する父母や祖父母に対し、給付金を支給します。

### 支給金額

1か月あたり30,000円  
(乳幼児1人につき)

※1か月未満の端数が生じた場合、  
1日あたり1,000円を支給

### 支給方法

支給月(4・7・10・1月)に  
口座へ振り込み

### 乳幼児について

- ・生後2か月を超え1歳6か月までの乳幼児
- ・町内に住所があり、町内に居住していること

### 支給対象者について

- ・町内に住所があり、町内に居住して乳幼児を家庭で保育している保護者
- ・育児休業給付金、手当等を受給していないこと
- ・町税などの滞納がないこと

### 申請について

- ・支給対象者となった日から2か月以内に申請してください
- ・申請時に印鑑、乳幼児と両親(申請が祖父母の場合は申請者分もあわせて必要)の健康保険証、振込口座が確認できるもの(通帳等)をご持参ください



おいちゃん  
おばあちゃんが  
家庭で子育て  
される場合も  
支給対象に  
なります。

※支給対象者が生活保護法による保護を受けているときや、里帰り出産等で一時的に北栄町に住所があるときなど、給付金が支給できない場合があります。

【問合せ・申請先】北栄町役場 教育総務課 ☎37-5870

## 《受給手続きの流れ》

- ①申請 町へ受給申請書（様式第1号）を提出して下さい。  
\* 保険証の写し  
\* 振込先通帳の写し  
\* 育児休業に係る給付を受ける期間が終了したことを証するもの
- ②労働局照会 育児休業給付金の受給の有無を労働局へ照会します。
- ③支給決定 労働局からの回答後、町が支給の可否を決定（決定通知書）します。
- ④支給 支給月（4・7・10・1月）に3か月分をまとめて口座へ振り込みます。  
※各支給月の初日に町税等（給食費、保育料等も）の納付状況を確認し、未納がある場合は支給できません。（納付が確認でき次第支給します）  
※支給内容はその都度通知しません。
- ⑤その他 支給対象期間中に支給要件に該当しなくなった場合は町へご連絡ください。